

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2 第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成28年1月12日

【事業年度】 第37期(自 平成26年9月21日 至 平成27年9月20日)

【会社名】 株式会社ユアーズ

【英訳名】 Y O U R S C o . , L t d .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 根石 紀雄

【本店の所在の場所】 広島県安芸郡海田町南堀川町4番11号

【電話番号】 082-823-8600(代表)

【事務連絡者氏名】 財務課長 久森 修司

【最寄りの連絡場所】 広島県安芸郡海田町南堀川町4番11号

【電話番号】 082-823-8600(代表)

【事務連絡者氏名】 財務課長 久森 修司

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年12月17日に提出いたしました第37期（自 平成26年9月21日 至 平成27年9月20日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(未適用の会計基準等)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(未適用の会計基準等)

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

- ・「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）
- ・「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成25年9月13日）
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日）

(1) 概要

子会社株式の追加取得等において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、
取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更並びに暫定的な会計
処理の確定の取扱い等について改正されました。

(2) 適用予定日

平成28年2月期の期首（注）から適用します。

なお、暫定的な会計処理の確定の取扱いについては、平成28年2月期の期首以後実施される企業結合から適
用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「企業結合に関する会計基準」等の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中で
あります。

（注）当社は、平成27年12月17日開催の第37期定時株主総会において定款の一部変更をご承認いただき、決算
期（事業年度の末日）を9月20日から2月末日に変更いたしました。決算期変更の経過期間となる平成28年2
月期は、平成27年9月21日から平成28年2月29日までの5ヶ月決算となります。

以上